



厚生労働省
宮崎労働局

セクシャルハラスメントなどによる精神障害の 労災請求についての窓口開設について

平成24年8月から、セクシュアルハラスメントなど職場のストレスによる精神障害に関する労災請求の相談等について、労災精神障害専門調査員（精神保健福祉士～女性）による相談窓口を開設しましたので、ご利用下さい。

相談日：毎週水曜日午後1時～4時

（ご相談は、予約制となります。必ず、事前にお問い合わせ下さい。）

<相談窓口・お問い合わせ先>

宮崎労働局労働基準部労災補償課

電 話：0985-38-8837

受付時間：平日午前8時30分～午後5時00分

場 所：宮崎県宮崎市橘通東3-1-22

宮崎合同庁舎2階